

平成

二十二年

五條市議会第四回十二月定例会会議録(第四号)

平成二十二年十二月十七日(金曜日)

議事日程(第四号)

平成二十二年十二月十七日 午前十時開議

追加日程第一 緊急質問(大塔町篠原地区内で発生した五條市発注の林道維持補修工事現場での事故の件について)

日程第一 議第七十号 五條市伝統的建造物群保存地区における五條市税条例の特例を定める条例の制定について

議第七十五号 五條市生活バスの運行に関する条例の一部改正について

議第八十号 市立五條文化博物館に係る指定管理者の指定について

議第八十一号 五條市大塔郷土館に係る指定管理者の指定について

議第八十二号 五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定について

議第八十三号 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定について

議第九十一号 南和広域連合規約の変更について

議第九十二号 南和広域連合の解散について

議第九十三号 五條・吉野広域行政推進協議会の設置について

議第九十五号 平成二十二年五條市一般会計補正予算(第四号)議定について

第二 議第七十一号 五條市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について

議第七十二号 五條市公有財産の使用料に関する条例の一部改正について

- 議第七十三号 五條市介護保険条例の一部改正について
- 議第七十四号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議第七十六号 五條市大塔赤谷オート・キャンプ場条例の一部改正について
- 議第七十七号 五條市上野公園等条例の一部改正について
- 議第八十四号 五條市立福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 議第八十五号 五條市立デイサービスセンターおおとうに係る指定管理者の指定について
- 議第八十六号 五條市大塔総合案内センターに係る指定管理者の指定について
- 議第八十七号 五條市大塔山村体験実習センターに係る指定管理者の指定について
- 議第八十八号 小水力の館（五條市大塔水車施設）に係る指定管理者の指定について
- 議第八十九号 五條市大塔ふれあい交流館に係る指定管理者の指定について
- 議第九十号 五條市大塔赤谷オート・キャンプ場に係る指定管理者の指定について
- 議第九十四号 市道路線の認定について
- 議第九十六号 平成二十二年五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定について
- 議第九十七号 平成二十二年五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定について
- 第三 発議第十四号 ごみ袋の販売価格下げの事前通知に対して抗議する決議について
- 追加日程（第五号）
- 第一 選第二号 議長の選挙について

本日の会議に付した事件

選第二号上程まで

出席議員（十四名）

事務局職員出席者

速記者	事務局主任	事務局係長	事務局次長	事務局長	庶務課長	秘書課長	企画財政課長	監理管財課長	大塔支所長	西吉野支所長	会計管理者	教育部長	消防長	上下水道部長	健康福祉部長	生活産業部長	都市整備部長	総務部長	市長公室長
柳	馬	笹	乾	川	上	菊	福	新	土	福	谷	櫻	窪	辻	森	櫻	森	下	吉
ヶ	場	谷		西		谷	塚	井	井	井	口	内		本	本	井	本	村	田
瀬																			
五	由			敏	孝	眞	勝	健	祥	純	幸	成	佳	衡	敏	敬	元	洋	辰
美	子	豊	旬	美	男	宜	彦	夫	嗣	二	雄	吉	秀	司	弘	三	三	次	雄

午前十時九分再開

○議長（川村家廣）ただいまから、去る十日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。
山口耕司議員から欠席届が出ております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。（「九番」の声あり）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）過日大塔町の篠原地区内で発生いたしました五條市発注の林道維持補修工事現場での事故の件について緊急質問をしたいので、同意の上、日程に追加し直ちに発言を許可されますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）ただいま益田吉博議員から緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許可されたいとの申出がありました。
この際、益田吉博議員の緊急質問の件を議題とし、採決いたします。

なおこの採決は起立により行います。

お諮りいたします。益田吉博議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許可することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立全員であります。

よって益田吉博議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許可することは可決されました。

益田吉博議員の発言を許します。九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）議員の皆さん方に同意していただきまして、ありがとうございます。

奈良新聞の報道によりますと、十五日午前九時十分ごろ五條市大塔町篠原の林道で男性作業員が運転した道路工事用の道路ローラーが転落、付近にいた和歌山県の二十三歳の作業員の方が、機械に巻き込まれて一〇メートル下の川原に転落したと。森本さんというお方でございます。全身を強く打ち、心肺停止状態で病院に搬送されましたが、死亡が確認されたと。機械に乗っておった男性作業員にはけがはなかったと。五條署によると、二人は

林道の補修工事をしようとして道路ローラーをダンプ車から搬出、後退して方向転換しようとしたところ、森本さんという若い男性の方を巻き込んだというような報道でございます。

これは、どのような状況であったのか。先ほど議運のときに私、議長さんにも副議長にもお聞きしたのですけれども、何ら連絡もないと、私も厚生建設常任委員長をさせていただいておりますけれども、私にも連絡がきていないわけです。市の発注された工事でございますので、やはり市としての対応が行政としてこれでいいのかというところを御質問させていただきますので、お答え願えますか。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）九番益田議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

新聞に報道されておるといふ、事故があったというところは事実でございます。

そして状況がどうであったかということでございます。状況につきましては、今五條警察、また大淀労働基準監督署で調査をしておりますという状況でございます。

それと何ら連絡がなかったということでございますが、今調査中でございますので、議会に対する報告の必要性は存じておりますが、それは調査をして、報告はさせていただこうと。

また作業員がお亡くなりになったということでございます。昨日市長が自宅にお伺いして、お悔やみを申し上げたという状況でございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）いや、市長がお悔やみに行ったとか、なんとかって、それはまあ行っていたら結構やと思うのですけれども。

いや、部長、私ね、今言うたように議長にも副議長にも、もちろん私にも連絡がなかったと。調査中やったら連絡はせんでいいということ。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）九番益田議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

調査中という中で、決してせんでいいというふうには思いません。が、今調査をしている最中でございますので、それがある程度決まれば、報告は全て終わってからのというふうには思っていないんですが、そういうふうには考えておりました。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣） 九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博） それは部長、私はおかしいと思う。調査は、警察のすることであって、どないして事故が起こったとか、どういう状況やったというの、警察が調べたらいことであって、市の発注した工事で事故に遭って亡くなったことは事実なんやろ。違うの。こんな事故の状況を報告せえと言われへんがな。事故で亡くなったことは事実なんやろ。まだ亡くなっておるか亡くなっていないのかわかれへんのかえ。それやったら調査中でいいわ。亡くなったのは事実やろ。新聞で報道しとんのやから。それも今議会中やで、今。そんなものまず議長にもやっぱり連絡するのが当然と違うの。そんなもん調査中やへっちゃくれやのと理屈にならんで。そいつは。違います。市の発注した工事で若い方が亡くなるとるんやで。けがしたのと違うんやで。若い方が亡くなっているのに、その調査中のへっちゃくれやの、調査終わったら連絡するわって、何を言うとかんかいなと思うわ。そんな答弁。違う。「そのとおり」の声あり）俺、おかしいと思うわ、そんなあんたの答弁。電話一本くらい議長に掛けられへんのかえ。こういう事故が発生しましたと、市が発注した工事の中で今日こういう事故が起きて、若い男性の方が亡くなりましたと、詳細についてはわかれへんけれども、現状はこうやということの一報くらい入れるのが当たり前と違うのかなと。俺の考えはな。ほかの人はどうかわからんけど。せんなん責任があるのかないのかは私わからんけど。そんな配慮くらいあって当たり前とちがうの。今議会中やで。そらあんたはね、議員みたいな言わんでいいわって、議員みたいな放つとけよって、思とんのかしらん。議員全部に言えって言てない。せめて議長や副議長にさえ言うといったら、議運の委員長であったかかって、私であったかかって、それはみんなにわかっていくことやんかえ。新聞見からこんなことあったんかかって。おかしいって、違いますか。議長聞いてないんやろ。「聞いていません。」の声あり）だからそこがな、あなた方が議会に対して、おかしいのと違うかと言うとんねん。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 益田議員の質問にお答えいたします。

そのとおりだと思っております。

めったにない事故とはいえ、やはり益田議員おっしゃるように、しかるべきところへしかるべき報告はするべきで、調査しているやつは、またその結果は後日報告と。まず事故があったというこの報告はするべきだと思っております。

今後十分気を付けますので、実際担当者がそういうことをしなかったということは、私も勉強になり、今後そういうことのないように十分していきたいと、そのように思っております。

改めまして、調査の結果はまた報告させていただきます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）私、市長に言うとなちがいませ。市長がいちいちそんなもん議員に連絡せえへんのがどうのこうのと、私は言うとなちやいませ。担当者がやっぱりすぐに、もちろん市長に担当者は連絡していると思いますけれども、したら市長に連絡しとるのやったら、議長も副議長も関係のところにも連絡せんあかんの違うかということ、私は申し上げているので、別段市長がどうのこうのと、市長から議長に連絡せえと言うとなちがいませ。そこら辺、解釈間違ってもらったら具合悪いんやけども。

とにかく私はおかしいと思いますので、議員の皆さんに議長、諮っていただいて、それやったらそれでいいんやったら私は結構でございますけれども。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）九番益田議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

報告をするべきという、まあ調査中ではありましたが、するということの必要性については、大変申し訳ないというふうに思っています。

今後こういことがないよう気付けます。

今後調査できて、全容がわかりましたら、御報告をさせていただきます、そういうふうに思います。

以上でございます。

○議長（川村家廣）よろしいですか。

以上で緊急質問を終わらせていただきます。

○議長（川村家廣）日程第一、議第七十号、議第七十五号、議第八十号から議第八十三号、議第九十一号から議第九十三号及び議第九十五号の十議案を一括して議題といたします。

本案につきましては総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。十四番総務文教常任委員会大谷龍雄委員長。

〔総務文教常任委員長 大谷龍雄登壇〕

○総務文教常任委員長（大谷龍雄）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第七十号、議第七十五号、議第八十号から議第八十三号、議第九十一号から議第九十三号及び議第九十五号の十議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、十日の本会議において当委員会に付託され、十三日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第七十号 五條市伝統的建造物群保存地区における五條市税条例の特例を定める条例の制定につきましては、五條市伝統的建造物群保存地区内にある土地及び家屋に対して課する固定資産税について、地方税法の規定に基づき特例を定め、保存地区の歴史的環境の保全に資することを目的に本条例を制定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、固定資産税の減税について他市との比較についてただしたのに対し、「全国に八十七地区の保存地区があり、特例を定めている市町村が三十七箇所、特例の内容はそれぞれ違う。保存地区に選定された場合、保存しようとする家屋については法律によって非課税と定められており、その補填は地方交付税で措置される。特例は地方税法第六条に規定されており、市町村の権限でされるもので、県内では橿原市の今井地区、宇陀市の松山地区が選定されており、内容については、非課税となる建物の敷地については、橿原市も宇陀市も五〇パーセントの減額をしている。一般住宅の敷地については、橿原市、宇陀市は三〇パーセントの減額、建物の建っていないところについても、橿原市、宇陀市は三〇パーセントの減額となっている。」との答弁がありました。

また、委員から、保存地区住民に事前に意見聴取をしたのかただしたことに対し、「減税をすることについての事前の意見聴取は税務課としてはしていない。しかし、教育委員会の方で地元説明会のときにこういう特例もあるという話はしてくれていると思う。」との答弁がありました。

また、委員から、建物が建っているところの減税はよいが、更地についてはどうかと思うという意見に対し、「五條市は、建物の建っていないところは減税しない。橿原市の今井地区、宇陀市の松山地区については、建っていないところも減税している。五條市は建っていないところは減税をしない。しかし、更地を保存地区に似合ったものにすれば二〇パーセントの減額がある。家を建てればその敷地は三〇パーセント減額する。また、修景した物件が建つのであれば、建物については二〇パーセント、敷地については五〇パーセントと段階的に減額していき、保存の推進を図る計画である。」との答弁がありました。委員から、できるだけ保存地区の中の建物が抜けていないように保存していくのが目的だと思ふとの意見がありました。

また、委員から、固定資産税を減額することによって生じる減収分などについてただしたのに対し、「現在保存地区の非課税となる家屋が百九十五

戸で、そのうち同意を受けた物件が百四十三戸と聞いている。その中で非課税となる家屋の固定資産税については、合計で九十一万六千三百七十円が今年の課税対象となる分である。これについて歳入が見込めないことから、普通交付税の対象となり、全額が国の普通交付税の算定の基準となる。保存地区内普通一般家屋の敷地についての固定資産税は、減額すれば百八十三万円の減収となり、特別交付税の算定基準が三七・五パーセントあることから、国から特別交付税として補填されるのが六十八万六千円で、減収となる分については、百十四万四千円である。」との答弁がありました。委員から、同意されていないものについて対し、「同意されていないものは一般の家屋とみなし、敷地について三〇パーセント減額、以降同意されたら建物は非課税、敷地については五〇パーセント減額となる。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十五号 五條市生活バスの運行に関する条例の一部改正につきましては、平成二十三年四月一日から五條市コミュニティバス運行事業を実施するため本条例を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、一台のバスで運行するランニングコストと五條市の南北に長い地形との関連について対し、「ランニングコストについては、旧五條市の北地区を一台で運行させる費用として、車両費以外で、おおむね八百五十万円前後を想定している。コミュニティバス以外はデマンドタクシーでやっていこうと思っている。五條市全体としては五千万円程度と計算している。」との答弁がありました。

また、委員から、四百万円ほど上乗せすれば二台になるのではないかと対し、「市民感覚からすればいいことだと思うが、タクシー業界から更に利用客が減るといった意見がある。市民の交通のことも考えながら、まず一台でテストをして、いろいろ考えていきたい。」との答弁がありました。

次に、コミュニティバスとデマンドタクシーの計画について、関係自治会、関係団体との意見交換について対し、「地元自治会に説明すべきであるという事はわかっているが、議会で基本的な了解を得てからと考えており、現時点では自治会に連絡は取っていない。」との答弁がありました。

また、委員から、コミュニティバスとデマンドタクシーのことは、この条例に含まれているのかを対し、「デマンドタクシーのことは別である。五條北地区に走らせるコミュニティバスはこの条例の下で走らせる。」との答弁がありました。

次に、委員から、コミュニティバスの運行時刻などについて対し、「最終の運行時刻については早いと思うが、公共交通をスタートさせるにあたっては、予算的な部分もあり、一人の運転手で走らせるという制限を設けた。車両が二台になり、運転手が二人になると、費用が一举にか

さむという実情があり、このようなルート設定となった。二時間延ばすと二百万円くらいの増額になる。一人で走らせるには午前七時から午後四時というのが拘束時間ぎりぎりのところであるが、公共交通会議や委託先と交渉し、もう少し柔軟に対応できるような方策を探したい。」との答弁がありました。

また、コミュニティバス、デマンドタクシーの委託先についてただしたのに対し、「コミュニティバスは、奈良県立五條病院、JR五條駅、五條バスセンターに乗り入れをしたい気持ちがあり、現状では奈良交通株式会社だけが乗り入れができるということで、奈良交通株式会社にと考えている。デマンドタクシーについては、利用者の数と大小の車両の対応ができるということから、奈良県タクシー協会五條支部にお願いしたいと考えている。」との答弁がありました。タクシー協会に加入している全会員が潤うように、委託契約に厳しい条件を付けておくことが必要であるとの意見がありました。

次に、委員から、どこに軸足を置いて考えたのかなどについてただしたのに対し、「コミュニティバスを導入する一番の目的は、交通空白地帯の解消である。どこが交通空白地帯か考えると、山麓線沿いの小和地区の辺りとなつみ台の辺りが五條北地区でJRも走っていないし、従来の奈良交通株式会社の路線バスもないというところの市民の足を確保したいというのが一番であった。」との答弁がありました。

また、委員から、運行する限りは乗ってもらわねばならないので、いろいろな要望を聴き、見直していくべきであるとの意見があり、「回収率は低かったが、広報を通じてアンケートを実施し、その中で一番多かったのが奈良県立五條病院であった。また買物に行きたい、JR五條駅に行きたいという意見が多かった。ルートを考えるときに、交通空白地帯でないところは、JRであるとか、従来の奈良交通バスが利用でき、従来の交通手段があるところについては、これから意見を聴いて変更していくことも考えているので、今、交通手段がないところを走らせたいと考えた次第である。」との答弁がありました。

更に、委員から、バスを一本増やすことの経費についてただしたのに対し、「もう一本増やすと、もう一人確保しなければならぬ。人件費が百五十万円と燃料費もろろ経費が必要となる。」との答弁がありました。委員からは、デマンドタクシーの運行形態についての意見や、コミュニティバス事業の実施の前に、地元関係者への説明と、台数を増やさず、運行時間の延長を検討するよう求める意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第八十号 市立五條文化博物館に係る指定管理者の指定につきましては、本年七月一日から管理運営団体の募集を行い、十月十二日開催の指定管理者選定委員会において候補者を選定した結果、五百点満点中三百九十九点で、特定非営利活動法人うちの館に、平成二十三年四月一日から

平成二十六年三月三十一日までの期間、施設を管理する指定管理者として指定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、応募者二団体のうち、候補者以外の団体の点数や入館料の料金設定などについてお話ししたのに対し、「五百点満点中三百二十九点である。条例では一人当たり三百円となっている。指定管理者候補のうちの館の提案では、入館料を取るといふ提案をいただいている。料金の設定については今後協議になるが、取るということであれば条例の範囲内において、指定管理者から市長に申請を上げていただく。」との答弁がありました。料金の設定に關して、行政側として協議した経緯についてお話ししたのに対し、「料金の設定については、指定管理者がまだ決まっていなかったので、うちの館には言っていないし、説明会でも言っていない。引継ぎや協定書の締結時には、小学生は入館料を無料にして欲しいという要望があったことは伝える。」との答弁がありました。

また、市としての要望はないかとただしたことに對し、「指定管理者の募集時に、今までの無料入館者数や有料入館者数の説明をしているので、ある程度理解はしていただいていると思う。今後、指定管理者が決定したときには博物館の活性化につながるよう、できれば小学生は無料にしていきたいとお願ひしていきたい。」との答弁がありました。

また、委員から、指定管理者で管理している中央公民館のような事件が起きた場合の対応についてお話ししたのに対し、「博物館の規則の中や協定書の中でも指定の取消しというのがあり、その中で地方自治法第二百四十四條の二第十一項の規定により、その指定の取消しを命ずることができるとうたっている。そのあたりの管理を指定管理者と内部調査を行いながら綿密に行っていくたいと考えている。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第八十一号 五條市大塔郷土館に係る指定管理者の指定につきましては、十月十九日開催の指定管理者選定委員会において候補者を選定の結果、五條市大塔郷土館条例施行規則第五條第一項に規定する指定管理者の候補者の選定の特例により、指定管理者として財団法人大塔ふる里センターに、平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間、施設を管理する指定管理者として指定するもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第八十二号 五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定につきましては、十月十二日開催の指定管理者選定委員会において候補者を選定の結果、指定管理者として特定非営利活動法人大和社中に、平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間、施設を管理する指定管理者として指定するもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第八十三号 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定につきましては、十月十二日開催の指定管理者選定委員会において候補者を選定の結果、指定管理者として「維新の魁・天誅組」保存伝承・顕彰推進協議会に、平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間、施設を管理する指定管理者として指定するもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

午前十一時五十八分に昼食休憩し、午後十二時五十八分から審査を再開しました。

議第九十一号 南和広域連合規約の変更、議第九十二号 南和広域連合の解散及び議第九十三号 五條・吉野広域行政推進協議会の設置についての三議案につきましては、南和広域連合を解散することに伴うもので、一括して当局から説明を受け、審査を行いました。

初めに、議第九十一号 南和広域連合規約の変更につきましては、南和広域連合の解散に伴う南和ふるさと市町村圏基金の処分を行うため規約の変更をするものであり、当局から説明がありました。

次に、議第九十二号 南和広域連合の解散につきましては、南和広域連合を構成する一市三町八村の協議により、奈良県知事の許可のあった日をもって南和広域連合を解散するものであり、当局から説明がありました。

次に、議第九十三号 五條・吉野広域行政推進協議会の設置につきましては、南和広域連合の解散に伴い、一市三町八村が介護保険法、障害者自立支援法に関する事務等を共同処理するため新しく五條・吉野広域行政推進協議会を設置するものであると、当局から説明がありました。

本三議案につきましては、当局からの説明により了承した次第であり、慎重審査を経て一括して採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第九十五号 平成二十二年五條市一般会計補正予算（第四号）につきましては、財政調整基金積立金二億七千八百七十二万円、障害福祉費一億五千七百五十万円、児童福祉施設費三千四百六十一万円、扶助費三千百万円等の合計六億七千二百九十二万六千円を増額補正し、その財源は、地方交付税、国庫支出金、県支出金、財産収入等をもって賄い、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百六十一億七千二百二十七万円とすることなど当局から説明がありました。委員から、社会福祉施設整備補助金と通園バス運行業務委託料と自動車購入費についてただしたのに対し、「滝町一二番地にある身体障害者療護施設、仁優園のケアホーム整備事業の補助金で、事業主体は、社会福祉法人泰久会である。通園バス運行業務委託料は、二見地区の児童を保育所へ送迎する通園バスの運行費用で、平成二十三年当初からの予定であったが、十二月に奈良県市町村振興臨時交付金の概要が示され、通園バス運行が交通手段確保対策として補助対象となったため、平成二十二年に補正予算措置しなければならないことになり、前倒しを

して平成二十二年度から実施することになった。委託料百十万円は、一、二、三月の一箇月三十七万円程度の三箇月分である。備品購入費三百六十万円の新車購入費は、トヨタハイエースバン幼児バスで大人四人、幼児十八人乗りである。ただし、特殊な車両であるため、納車までは発注後二、三箇月の期間が必要で、現在、車検切れになっている西吉野町の白銀幼稚園で使っていた園児バスを、車検を受けて運行するための修繕料、手数料、保険料及び公課費の予算も計上している。エアコンの設備がなく、取付けもできないので、平成二十三年度から新車に対応したい。」との答弁がありました。

また、塵芥処理施設建設事業費の測量業務委託料と新施設基本構想策定業務委託料についてただしたのに対し、「地形測量業務委託料は循環型社会形成推進交付金を活用したもので、新塵芥処理施設整備のための地形現況把握のためである。新施設基本構想策定業務委託料は、循環型社会形成推進交付金の理念に基づいた基本構想を策定するためである。場所は南阿田町九番地付近である。」との答弁がありました。

また、五條小学校屋内運動場等整備事業と市役所周辺道路計画、今後の市役所庁舎との関連についてただしたのに対し、「五條小学校講堂の改築の計画であるが、将来は道路幅員を広げるため一〇メートル西側へ移動して建てる予定である。道路については、庁舎整備等が将来できるような形で用地を確保しておきたいと思っている。」との答弁がありました。

次に、現在のみどり園を協定書に基づき、再度の更新をお願いすることについてただしたのに対し、「協定書を守るのが行政である。私の判断では二十年で出ていく。しかし、支障がないときは最長二十五年という協定書だと思っている。行政は協定書を守ることが信頼に値すると思っている。三地区代表者と一堂に会しての話はしていない。」との答弁がありました。

次に、オリジナルナンバープレートの今後の進め方についてただしたのに対し、「今年の九月二十一日に地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会の提言を受けて検討した結果、来年十月初旬をめどに導入したいと思っている。方法、スケジュールについては、一月の広報新春号で公募する。五條市のホームページや二月頃になると思うが、県政だよりも、一月四日から二月の末までの二箇月をかけて一般公募する。応募された作品が使えるよう警察等とすりあわせをし、選考委員会にかけて三点ほど選考する予定である。それを五月の広報で住民に選んでいただく手法をとり、はがきを広報に刷り込み、投票してもらうことなどを検討している。作成に三箇月くらいかかるので、来年の十月初旬くらいがめどと思っている。」との答弁がありました。

次に、みどり園の修繕料についてただしたのに対し、「炉の上に冷却室があり、その耐火れんがとその先の冷却管の二つを併せた修理で、炉の機能を維持していくため、やむを得ないものである。」との答弁がありました。また、移転の問題もあるので、それを踏まえて考えていただきたいとの意見が

ありました。

次に、消防費の修繕料についてただしたのに対し、「消防職員一人と本庁からの事務職員一人の合計二人の女性職員が署内で勤務している。当初はトイレの改修も考えていたが、庁舎問題等のこともあり強く要望しなかった。現在、『使用中』のプレートを付けて対応していたが、庁舎が一、二年でどうかという問題があり、一箇所だけ入り口を別にして、女性用トイレを造りたい。」との答弁がありました。

次に、五條小学校講堂の改築と補正予算に計上した理由についてただしたのに対し、「子供たちが一番影響を受けない七、八月に校舎と講堂を取り壊したいので、逆算して今の補正になった。今、小・中学校の校舎及び講堂等の耐震工事を進めているが、校舎の方がほぼ完了する中で、次は講堂ということで、昭和三十五年建築で一番古い五條小学校講堂の改築を予定していた。選挙というのではなく、あくまでも計画の中で、過疎対策の事業債も使える中に計画も入れて進んでいたの御理解いただきたい。P.T.A全体の説明は議会の承認を得てからと考えている。校舎と道路との間であるが、将来にわたっての道路計画等、現在は歩道もなく安全性の確保から、十数メートルくらい下がっておくのがよいという考えの下に、歩道など子供たちの安全確保の面から考えた。」との答弁があり、意見調整のため、午後一時五十八分に休憩しました。

午後二時三十分から審査を再開しましたが、三人の委員から修正案が提出され、太田好紀委員から提案の趣旨説明がありました。

その内容は、平成二十二年度五條市一般会計補正予算(第四号)の、四款衛生費、二項清掃費のうち、六目塵芥処理施設建設事業費の測量業務委託料三百八十四万八千円と新施設基本構想策定業務委託料三百万円は、南阿田町に新施設を建設するための予算であるとの説明であるが、地元の了解も得られていない状況下での予算計上は時期尚早であるとして、先の六月と九月の定例会において修正可決され、現在においても地元の了解が得られていない状況にある中、測量業務等予算の計上は時期尚早であるとの理由によるもので、具体的には、歳出において、四款衛生費、二項清掃費、六目塵芥処理施設建設事業費、十三節委託料、六百万八千円をゼロ修正するもので、その財源については、十款地方交付税、一項地方交付税、一目地方交付税、一節地方交付税を一億三千万四千円に改め、十四款国庫支出金、二項国庫補助金、三目衛生費国庫補助金、一節循環型社会形成推進交付金のうち、新塵芥処理施設建設事業の百二十八万二千円を削除し、歳入歳出の補正予算額を六億六千六百七十八千円とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百六十一億六千四百四十二万二千円とするもので、修正案を起立により採決した結果、起立多数により修正可決すべきものと決定し、その後、修正可決をした部分を除く原案について採決をした結果、その他の部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、本年十月一日から指定管理者が運営している五條市立中央公民館で起こった現金の盗難事件について、報告を受けた次第です。

ありがとうございました。

○議長（川村家廣）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十日に行いました議案審議において既に終了いたしました。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本十議案を議案ごとに採決いたします。

初めに議第七十号 五條市伝統的建造物群保存地区における五條市税条例の特例を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に議第七十五号 五條市生活バスの運行に関する条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に議第八十号 市立五條文化博物館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。
本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に議第八十一号 五條市大塔郷土館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。
本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に議第八十二号 五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。
本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に議第八十三号 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。
本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に議第九十一号 南和広域連合規約の変更についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に議第九十二号 南和広域連合の解散についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に議第九十三号 五條・吉野広域行政推進協議会の設置についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に議第九十五号 平成二十二年度五條市一般会計補正予算（第四号）議定についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、修正可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり修正可決とすることに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立多数であります。

よって本案は委員長の報告のとおり修正可決されました。

○議長（川村家廣）引き続き、ただいま修正議決した部分を除く原案についてを採決いたします。

お諮りいたします。修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

ただいま本案が修正議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

○議長（川村家廣）次に日程第二、議第七十一号から議第七十四号、議第七十六号、議第七十七号、議第八十四号から議第九十号、議第九十四号、議第九十六号及び議第九十七号の十六議案を一括して議題といたします。

本案につきましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会益田吉博委員長。

〔厚生建設常任委員長 益田吉博登壇〕

○厚生建設常任委員長（益田吉博）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第七十一号から議第七十四号、議

第七十六号、議第七十七号、議第八十四号から議第九十号、議第九十四号、議第九十六号及び議第九十七号の十六議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、十日の本会議において当委員会に付託され、十四日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第七十一号 五條市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定につきましては、南和広域連合の解散に伴い、五條市において障害程度区分認定審査を行うため本条例を制定するもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十二号 五條市公有財産の使用料に関する条例の一部改正につきましては、五條市携帯電話エリア整備事業で整備した伝送路の使用料を徴収するための規定を整備するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、伝送路使用料の支払い内容についてただしたのに対し、「株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが五條市に納める使用料である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十三号 五條市介護保険条例の一部改正につきましては、南和広域連合の解散に伴い、五條市において介護認定審査を行うため本条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、介護認定審査会の委員の定数についてただしたのに対し、「審査会については、一市三町八村で構成される八合議体に分かれており、五條市で四つの合議体と吉野郡で四つの合議体がある。各合議体の委員の定数が最高十人である。医師、歯科医師、福祉関係及び保健関係の四人から五人と事務を含めた七人程度の審査会になる。審査会を週二回五條市で行い、週二回吉野郡で行うことになると、特定の医師を確保するのは困難であるため、最大、医師二十四人、歯科医師十六人、福祉関係十六人、保健関係二十四人の合計八十人を確保し、認定審査できるようにしている。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

議第七十四号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましては、平成二十三年一月一日から指定ごみ袋代金を四〇パーセント引き下げるため本条例の一部を改正するものであります。委員から、平成二十一年度のごみ袋の販売枚数と販売金額等に関する資料を配布してからの質疑をする旨の発言があり、委員長から資料配布の許可がありました。

また、質疑に際し、理事者側が持っている資料の配布と条例、規則の配布を求める発言がありました。

資料の準備と配布のため、午前十時二十八分に暫時休憩をしました。

午前十時三十七分に再開し、冒頭、理事者側から配布資料のごみ袋の販売枚数、販売金額、販売店、五條市衛生美化協会への販売手数料と委託料及び自治会へのごみ減量化助成金について説明がありました。委員から、五條市衛生美化協会が販売しているごみ袋の種類についてただしたのに対し、「五條市衛生美化協会のごみ袋の小については、製作枚数が少なく、発注すると製作料が高くなるので、一般家庭用のものを五條市衛生美化協会に販売していただいている。」との答弁がありました。

また、可燃ごみ袋の小を五條市衛生美化協会で販売することの委託料と販売手数料との率の関係についてただしたのに対し、「事業系のごみを事業主が適正に処理するよう、五條市衛生美化協会が廃棄物の混入防止と衛生行政に貢献しているという角度から活動していただいていることやその努力に対して判断している。」との答弁がありました。委員から、可燃ごみ袋の大、小の製作単価、販売店への販売手数料として七パーセントを掛けた金額、自治会へのごみ減量化助成金として五・一パーセントを掛けた金額、それらを合計した一枚当たりのごみ袋等の単価と同じように事業用のごみ袋について、一覧表の提出を求める発言があり、午前十時五十五分に暫時休憩をしました。

午前十一時三十分再開し、配布した資料について理事者側から説明がありました。委員から、一袋に係る経費を引いても、市長から提案されている金額より引下げができるとして、大のごみ袋を五十円から二十円に、小のごみ袋を二十五円から十円に値下げしてもいいのではないかと発言がありました。委員から、ほかの委員から、受益者負担ということから、五〇パーセントにすればどうかという意見や無償にすればという意見もありました。

また、委員から、値下げは市民にとってありがたいが、自治会へのごみ減量化助成金が少なくなることに對する意見があり、市長から提案された案に對し、販売店への販売手数料、自治会へのごみ減量化助成金及び五條市衛生美化協会への委託料については検討するという事で変更は提案されていない。これらの金額を補償して販売金額だけが変わる。ほかの方には迷惑を掛けない。販売手数料等は変えないという提案がありました。

しかし、「製作単価に人件費、電気代、炉の修理代というものが一切含まれていない。全体の中で黒字になったものを一日も早く還元したいが、販売手数料は行政の判断であるので、あと十円下がったときには、販売手数料も下がる。五〇パーセントというのは結構だと思う。」との答弁がありました。

昼食のため、午前十一時五十一分に休憩しました。

委員一人が不在の中、午後二時五十七分に審査を再開しました。冒頭、六人の委員から修正案が提出され、山田澄雄委員から提案の趣旨説明がありました。

その内容は、一般廃棄物処理手数料のうち、ごみ・燃えがら等の指定袋の金額を平成二十三年一月一日から四〇パーセント減額しようとするものであるが、今回の提案は、かねてより市民から要望があり、市の財政状況に健全化の兆しが見えてきたことから、不況対策の一環として引下げを行うというところで、何ら異論のないところであるが、むしろ、ごみ処理手数料は無料にする方が、その効果は大きいのではないかと考えるところでもある。しかし、平成六年に本条例を改正した当時の判断として、ごみ処理手数料は、ごみ問題に関する市民の意識を高めてもらい、ごみの減量化に協力していたかどうかというねらいから、県下で初めて有料化に踏み切ったという経緯があるのも事実である。

よって、今回の改正に当たっては、現下の経済状況を踏まえ、市長が提案している四〇パーセントの減額ではなく、五〇パーセントの減額をするものである。

ただし、施行期日については、市民への十分な周知期間及び販売店等の在庫分の精算等の期間を考慮することから、平成二十三年四月一日から施行するものである。

具体的には、燃えがら等に係る可燃ごみ、金属・かん類、その他不燃物及びリサイクル類の、ごみ袋大は指定袋一袋につき三十円、小は指定袋一袋につき十五円を、ごみ袋大は指定袋十袋一組につき二百五十円とし、小は指定袋二十袋一組につき二百五十円と修正し、附則の施行日は平成二十三年四月一日に改めるもので、修正案を採決した結果、全員一致をもって修正可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十六号 五條市大塔赤谷オート・キャンプ場条例の一部改正につきましては、五條市大塔赤谷オート・キャンプ場の火災により焼失した施設に替わり、新たに設置した施設の利用料金を定めるため本条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、キャンプ場の利用状況と定員に対する利用率についてただしたのに対し、「利用者数は平成十八年度は四千七百十三人、平成十九年度は四千三百五十八人、平成二十年度は四千四百九十六人、平成二十一年度は四千二百人で若干少なくなってきた。施設にはバンガローとテントサイトがあり、テントサイトには定員というものがなかったので利用率は出していない。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十七号 五條市上野公園等条例の一部改正につきましては、指定管理者不在等の期間に市が直営するため本条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、指定管理者制度にしている全ての施設への適用と指定管理期間についてただしたのに対し、「調べて同じ措置を講ずるよう考えている。また、指定管理期間は施設の性格がそれぞれ違うので、施設の所管課が適正に設定する。当分は指針に基づき運営していきたい。上野公園については、前任者の残任期間が一年あるが、三年十箇月で募集している。」との答弁があり、本案につきまし

ては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第八十四号 五條市立福祉センターに係る指定管理者の指定につきましては、十月十二日開催の指定管理者選定委員会において候補者を選定の結果、指定管理者として社会福祉法人五條市社会福祉協議会に、平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間、施設を管理する指定管理者として指定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、指定管理期間等についてただしたのに対し、「三十年の実績を基に五年間とした。今後指針なり十分勘案して検討してまいりたい。」との答弁がありました。

また、指定管理者が不祥事を起こした場合の対応や市の管理責任についてただしたのに対し、「指定管理者と締結する基本協定に規定していけると思う。」との答弁があり、具体的に責任の所在を決めておくべきであるとの提案がありましたが、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第八十五号 五條市立デイサービスセンターおとうに係る指定管理者の指定につきましては、本年十月一日から管理運営団体の募集を行い、十一月十六日開催の指定管理者選定委員会において候補者を選定の結果、指定管理者として株式会社はるすに、平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間、施設を管理する指定管理者として指定するもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第八十六号 五條市大塔総合案内センターに係る指定管理者の指定、議第八十七号 五條市大塔山村体験実習センターに係る指定管理者の指定、議第八十八号 小水力の館（五條市大塔水車施設）に係る指定管理者の指定、議第八十九号 五條市大塔ふれあい交流館に係る指定管理者の指定及び議第九十号 五條市大塔赤谷オート・キャンプ場に係る指定管理者の指定についての五議案につきましては、十月十九日開催の指定管理者選定委員会において候補者を選定の結果、各施設の条例施行規則第五条第一項に規定する指定管理者の候補者の選定の特例により、指定管理者として財団法人大塔ふる里センターに、平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの五年間、施設を管理する指定管理者として指定するもので、一括して当局の説明により了承した次第であります。委員から指定管理料の合計金額と選定委員についてただしたのに対し、「五つの施設で三千万円を上限としている。」との答弁と四人の選定委員について答弁があり、本五議案につきましては、慎重審査を経て一括して採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第九十四号 市道路線の認定につきましては、生活道路に必要なため、西吉野町地内の道路延長三六二メートル、幅員七メートルを市道平沼田一号線として認定することなど当局の説明により了承した次第であります。委員から、残っている六〇メートルの計画についてただしたのに対

し、「五條土木事務所が行う地滑り対策事業のエリアになっており、実施図面はできているが特殊工法を併せて施工しなければならず、通常の工事費ではできない。財政事情もあり、計画としてはあるが、しばらく手を付けられない。」との答弁があり、委員からは早期実現を求める発言がありました。したが、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第九十六号 平成二十二年五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）につきましては、直営施設の電気代二百万円、統合中継ポンプ等の修繕料一千五百万円及び旧簡易水道施設の取壊し工事費二百五十万円を増額補正し、その財源は、一般会計繰入金及び機械設備損害補償保険金をもって賄い、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三億八千六万円とするもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第九十七号 平成二十二年五條市水道事業会計補正予算（第一号）につきましては、収益的支出において消費税納税予定額の更正減五十二万四千円及び資本的支出において老朽管更新事業費一千万円を増額補正し、その財源は、当年度分損益勘定留保資金等をもって賄うもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局からバイオマスタウン構想事業計画策定業務の進捗状況について、報告を受けた次第です。
以上、御報告申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（川村家廣）ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略いたしたいと思いましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本十六議案を議案ごとに採決いたします。

初めに議第七十一号 五條市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に議第七十二号 五條市公有財産の使用料に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に議第七十三号 五條市介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に議第七十四号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、修正可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり修正可決とすることに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣） 起立全員であります。

よって本案は委員長の報告のとおり修正可決されました。

○議長（川村家廣）引き続き、ただいま修正議決した部分を除く原案についてを採決いたします。

お諮りいたします。修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

ただいま本案が修正議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

○議長（川村家廣）次に議第七十六号 五條市大塔赤谷オート・キャンプ場条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に議第七十七号 五條市上野公園等条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に議第八十四号 五條市立福祉センターに係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に議第八十五号 五條市立デイサービスセンターおおとうに係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に議第八十六号 五條市大塔総合案内センターに係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に議第八十七号 五條市大塔山村体験実習センターに係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に議第八十八号 小水力の館（五條市大塔水車施設）に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に議第八十九号 五條市大塔ふれあい交流館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に議第九十号 五條市大塔赤谷オート・キャンプ場に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に議第九十四号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に議第九十六号 平成二十二年五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に議第九十七号 平成二十二年五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第三、発議第十四号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（川西敏美）発議第十四号 ごみ袋の販売価格値下げの事前通知に対して抗議する決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出するので決議を求めます。

平成二十二年十二月十七日提出

提出者 五條市議会議会運営委員会

委員長 峯 林 宏 政

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会峯林宏政委員長。

〔議会運営委員長 峯林宏政登壇〕

○議会運営委員長（峯林宏政）議長から発言の許可を得ましたので、案を読み上げまして提案の趣旨説明とさせていただきます。

ごみ袋の販売価格下げの事前通知に対して抗議する決議（案）

平成二十二年十一月十九日付け五み第百五十四号で五條市長名による「ごみ袋の販売価格下げの事前通知について」が五條市自治連合会長宛に通知されたところである。

その通知文書には、値下げの実施は、平成二十二年十二月議会においてごみ袋の販売価格下げに関する条例改正議案が議決された場合に限るとの一文があり、さらには、平成二十二年十一月二十四日付けで五條市自治連合会長名により「ごみ袋の販売価格の値下げについて」が自治会長各位宛に通知されており、その通知文書にも、平成二十二年十二月議会においてごみ袋の販売価格下げに関する条例議案が議決された場合ですとの一文が記されている。

市長のこの行為は、議決機関である議会に対し無用な圧力を加えることになり、提出された議案を様々な角度から公平・公正に慎重審議する上で支障を来すものである。

二元代表制により相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら、首長と並列対等の機関として存在している議会の存在を否定する行為と言わざるを得ないものである。

よって、団体意思決定機関であり、市の施策や予算執行をチェックする機関である議会として、五條市長に対して嚴重に抗議する。以上、決議する。

平成二十二年十二月十七日

五條市議会

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は決議案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立多数であります。

よって本件は決議案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）議事の都合により、副議長と交替いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（藤富美恵子）議長の職務を行いますので、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

川村家廣議員から、議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（藤富美恵子）御異議なしと認めます。よってこの際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

地方自治法第百十七条の規定により川村家廣議員の退場を求めます。

〔川村家廣議員退場〕

○副議長（藤富美恵子） まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成二十二年十二月十七日

五條市議会副議長 藤 富 美 恵 子 殿

五條市議会議長 川 村 家 廣

辞 職 願

このたび、諸般の事情により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○副議長（藤富美恵子） お諮りいたします。川村家廣議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（藤富美恵子） 御異議なしと認めます。よって、川村家廣議員の議長の辞職を許可することに決しました。

川村家廣議員の入場を許します。

〔川村家廣議員入場〕

○副議長（藤富美恵子） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（藤富美恵子） 御異議なしと認めます。よってこの際、議長選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○副議長（藤富美恵子）追加議案及び日程を配布させます。
追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。――。
配布漏れなしと認めます。
これより日程に入ります。

○副議長（藤富美恵子）追加日程第一、選第二号を議題といたします。
事務局長に朗読させます。

○事務局長（川西敏美）選第二号 議長の選挙について。
地方自治法第百三条の規定により本市議会議長の選挙を行う。

平成二十二年十二月十七日提出

五 條 市 議 会

○副議長（藤富美恵子）意見調整のため休憩いたします。
午前十一時三十七分休憩に入る

